



第4号様式

流企第470号  
令和6年2月19日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和6年2月15日付け、流監第133号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

### 措置事項報告書

報告年月日・番号	令和6年2月15日・流監第 133号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
総合政策部企画政策課	意見	前渡資金整理簿が未作成、または記載されていない事案があった。公金の適正管理の観点からも、流山市財務規則に定められた前渡資金整理簿の作成及び記載を徹底し、厳正に管理されたい。	記載がされていない事案については、直ちに記載し、そのほかの漏れがないかについても確認しました。 今後は、伝票起票時に前渡資金整理簿を添付し、担当者及び各決裁権者ともに前渡資金整理簿へ記載することを確認し、記載漏れがないように徹底して管理します。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。